昭和26年5月14日印刷
昭和26年5月15日發行

奈良市民だより
【第八號】

發行所
奈良市役所広報文書課
編輯發行人　川尻利一
印刷所　奈良共同印刷

新しい縣・市政の選良

知事・市長及び縣市議會の議員が決まりました

去る四月二十三日に行われた市長及び市議会議員選挙は、有権者総数五〇、七五六人に対し、投票総数四六、五一九人、投票率九割一分六厘という終戰後最高の好記録をもつて終り、翌二十四日午前九時から市立飛鳥小学校講堂で開票の結果

市長に　高椋　正次

市議會議員には、次の三十六名が当選された。

中岡　勳　井田德二郎
広岡卯之吉　虎枝喜市郎
谷井友治郎　小林　茂市
香川安次郎　阿波谷あさ子
愛石　武雄　中野　正夫
松石　一平　内山亀三郎
小西　進　出口　文一
大橋捨次郎　阪口　義一
紺木久兵衛　中尾　時正
森口　潔　辻本亀太郎
井上　周夫　岡谷　実
中尾　喜平　綿谷仙治郎
中井　秀雄　川井　德蔵
池田金太郎　矢川　敏雄
村田忠三郎　角井　三次
上川捨治郎　河合利喜蔵
谷田岩太郎　齋藤　芳雄
玉井　信治　飯田庄治郎
（得票順）

つづいて行われた三十日の知事及び縣会議員選挙の結果は

知事に　奥田　良三

市選出の縣議會議員には

大森　久司
並川　濟忠
鍋島　福二
中村由太郎
鍵田忠三郎

の五氏が、当選された。

今後四年間の奈良市政及び縣政は、これら市民の選んだ新市長や知事と議会の議員によつて行われることとなるわけです。

國際文化観光都市として建設さるべく、特別法を布かれた奈良市は、過ぐる三月十五日隣接三村を合併し市勢とみに伸張せんとするとき、新しい市長と新しい議会によつて市政が如何に運営されてゆくか、市民の関心は新たな選良の一挙一動に注がれるでありましよう。

而も、シヤウプ勧告及び地方行政調査委員会議の行政事務の再配分に関する勧告と相まつて、民主政治の基盤たるべき地方自治確立の成否がトせられんとする現在、ここに市民の代表として、市政を託された選良の任務は重く、その責任はまことに大きいといわねばなりません。

選挙には関心を持つても選挙が終ればあとは空吹く風と「あなた委せ」をきめこむのが日本人の通弊であるといわれています。これでは何時まで経つても政治が国民のものとならず遂には、特権者だけの政治になつてしまうでありましよう

これを防ぐためには、選挙は私達に與えられた大切な参政権であるが、むしろ**選挙が終つてからの住民の監視こそほんとの参政権**であるという自覚を持つことが必要なのです。

民主政治はガラス張りの政治であり、納得づくの政治であるといわれます。住民の眼が絶えず自分達の選んだ代表者に注がれておれば、代表者達も張合いがあり、また如何がわしい言動も慎まざるを得ないでありましよう。

この住民の注視と関心があつて始めて住民は政治に参與しているといい得るのであつて、このようにしてこそ政治は住民のものとなり、住民のための、住民による政治が行われることとなるのであります。

選挙によつて就任した人達だけが市政や縣政の担当者ではなく、**その経営者はあくまで縣民であり市民であるあなた自身であること**をよく胸にたたみこんで、これからの動きを眺めていただきたいと思います。これが民主政治を確立する第一の方法だと思います。

日米親善、シヤトル市より松苗木寄贈さる

このたび日米親善のためアメリカのシヤトル市日本市協会ジョン・ハイドン氏から、シヤトル産のポンデローサ松苗木が送られ、全国主要都市に配分されたがわが奈良市に対しても三十本の苗木が贈られることとなり、去る七日高椋市長が上京し、総理大臣公邸で広川農林大臣から受領して帰つた。

★　★　★　★

市では、この苗木を、市内小・中学校及び高等学校の外、奈良公園、公会堂、国鉄駅前、市廳舎前等に植樹することとしたが、これの傳達並びに植樹式を十一日午前十時から縣公会堂で挙行した。当日は、連合軍奈良部隊留守司令官ブラッドウォース大佐をはじめ、奥田縣知事代理、市議会議員等多数の臨席を受けた。

このポンデローサがすくすくと生長して緑の葉を市民の前にひろげ、いつまでも日米親善の暖い友情が交流するよう、育てて行きたいものと考えています。

（写眞は公会堂で記念植樹する高椋市長）

國都建設専門委員きまる

國都建設に関し、市長の諮問に應ずるとともに建設計画及び事業について市長に建議する「國都審議会」は既に第一回の諮問答申を行つたが、このたびこれら建設計画及び事業に関し専門的に調査審議する機関として「國都建設専門委員会」を設け都市計画、古美術、造園、上下水道等国都建設に必要な各分野に最新且つ最高の技術と理論を導入するため、次に掲げる斯界の権威者十四氏を専門委員として委嘱した。

近く、さきに審議会から答申された事項について、これら専門委員によつて具体的に調査研究が進められることとなる筈であるが、國際文化観光都市建設に対し、これらのオーソリテイーが快よく全智全能を注入することを快諾して頂いたことはまことに感謝に堪えないところである。

岩井　重久	京都大学教授 工学博士	（上水道）
北村德太郎	元建設省都市局長 公園緑地協会理事長	（造園）
岸　熊吉	文部省 文化財専門審議会委員	（古建築）
黒田　源次	国立博物館奈良分館長 文学博士	（古美術）
小清水卓二	奈良女子大学教授	（植物天然記念物）
櫻井　英紀	元内務省都市計画課長	（都市計画）
白石　博三	京都工芸繊維大学教授 工学博士	（建築）
末永　雅雄	大阪大学講師 文学博士	（考古）
関口鍈太郎	京都大学教授 農学博士	（造園）
武居高四郎	京都大学教授 工学博士	（都市計画）
藤原　義一	京都工芸繊維大学教授 工学博士	（古建築）
山口　敬治	元満洲国顧問	（都市計画）
安田　靖一	京都市水道局顧問	（下水道）
米本　晋一	元建設省下水道課長	（下水道）

自治講座　當局と住民をつなぐもの

地方自治を担う者は住民であるということは、すでに繰り返し述べたことではあるが、過去をふり返つてこのことの認識が余りにも不足してはいなかつただろうか。

住民の側からも、当局者の側からも、お互に手を差し延べ合つて、いつも手を繋いで行けるように努力しなければならない。その時に始めて、眞に地方自治は確立せられ眞実に郷土に対する愛情も湧くであろう。祖国の再建は、実は、その時から始まるといつてもいいのである。

◇當局と住民をつなぐもの

地方自治の運営を住民に常に結合させるためには、いかなる方法があるか。

第一に、議員の活動がその方面で期待されるようでなくてはならない。選挙の時だけ都合の良いことを話して歩いているような有力者は、議員たる資格はない訳である。当面の諸問題がまるで議員諸公の頭の中に入つていないようなことでは困るし、それでも議員が務められるということでは心細い限りである。

第二に、当局の広報活動揭示、告示等の扱いに細心の配慮が加えられるべきである。強力な自信のある行政は、住民の支持がなければ行い得ない。結局のところ、当局を支持するものは住民以外にはないのである従つてつとめて疑念なきよう親切な広報活動が必要となる。それは、常時不断になされなければならず、徴税令書を送り込むときだけしきりに公僕らしい態度を示しても役には立たないのである。現在までの処、そのような努力が不足勝ちであつたと思われる。又、公民館の経営も、成人教育も、学校の社会科の教材も地方自治にもつともつと焦点を合せて行うべきだと考えられる。

第三に、住民の側の文化團体、青年團、労仂團体の活動のプログラムの中に地方自治の一項目を必ず取り上げて貰いたいものと思う。

地方自治の運営方式は、又、そのままそれらの諸團体の運営方式につながる。それは、何らかの意味で生活に基礎を置くこれらの團体の諸活動においてつながるのみでなく、その内部組織においても会議の運営においても、結局は、同一の原則―多数決、民主主義―に基いているからである。

廳内案内係の設置

新市長就任第一着手の仕事として市民に対する**親切なサービス**をモットーに市廳舎正面玄関入口に廳内案内係を設けました。役所へお出でになつて廳内の部課とか仕事等でお分りにならない事がありましたらどうぞ御遠慮なく案内係御利用下さい

「**正しく明るい市政**」は先づ窓口行政からとよく言われますが、不都合なことがありましたら、どしどし広報文書課又は案内係まで御注意下さい。

なお近く、旅館組合からの寄贈により、廊下その他に市民應接用の長椅子も備えつけられる予定で、**市民の市役所**として、市役所と市民が一体となつた市政を実現することに努めたいと念じていますので、建設的な御意見をドシドシお寄せ下さるようお願い致します

統計標語を懸賞募集致します

奮つて御應募下さい

今回奈良縣統計協会において統計思想の普及徹底及び一般大衆の統計に対する協力を期するため次の要領で皆さんから募集することになりました。

◦應募期間
自昭和二十六年五月一日
至〃　六月十五日（金）
迄に到着のこと

◦要　領
應募される方は前記趣旨を充分に表現したるもので一人一句を官製はがきで郵送のこと

◦宛　先
奈良市登大路町
奈良縣統計協会
又は　奈良市東寺林町
奈良市企画調査課

◦賞　金

一等	一千圓	一名
二等	五百圓	二名
三等	三百圓	三名
佳作	一百圓	十名

◦審　査
同協会にて厳選の上決定します。

◦発　表
縣下日刊紙上で発表を行います。

国債の買上償還は

八月末日限り廃止

昨年四月から実施されていた国債の買上償還は、たとえ十圓券一枚でもすぐに現金になるというので、大へん喜ばれていましたが、政府ではいよいよ来る八月末日限りでこれを打切ることとなりました。又、従来国債の利子や元金の支拂、右の買上償還の事務を取扱つておりました郵便局は、五月末日限りでこれら国債に関する事務を一切扱わないこととなりました。（なお郵便局では日本勧業銀行発行の貯蓄債券、報国債券等に関する事務も同時に取扱わなくなります。）

皆さん、まだお手許に国債が残つていましたら今の内に買上償還をうけて、郵便貯金にでもお代えになれば御便宜かと思います。どこの御家庭にも、戦時中隣組や職域を通じてお買い求めになつた十圓、二十圓の小額国債がタンスや机のひきだしにしまい忘れてあるものです、この際もう一度念のため探してみましよう

市廳舎前に

掲示板ができ上りました

市の條例とか規則等の公布や告示は、毎月一回発行する奈良市公報に登載して各町の掲示板に貼出して市民の皆さんに周知していますが、これだけでは印刷の都合上遅れますので市役所の掲示板にも掲示して周知することとしていますが、従来の掲示板の場所も適当でなく、腐朽甚だしかつたので、このたび市廳舎東南隅、東寺林町よりにごらんのようなスマートな掲示板を新設しました。この掲示板には市民の方々にお知らせする重要なことを掲示しますから、お通りがかりのときは、よく注意して御覧下さるようお願い致します

お知らせ

（電話番號の變更）

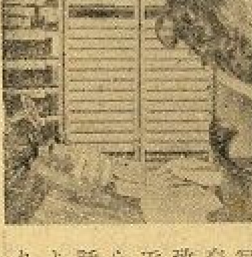

写眞のような交換台が完成致しましたので五月一日から市役所の電話番号が次のように変更なりました

○代表電話
三七〇一番から
三七〇六番まで
四九四一番から
四九四四番まで

○直通電話
秘書課　三五〇三番
市政記者室　四五五〇番
○当直室（執務時間外）
三七〇一番　四九四一番
○市消防本部　二八二〇番

十輪院町

南都七大寺の一つだつた元興寺の子院十輪院があるのでそのまま町名となつた

紙面の都合で一部しか掲載出来ませんでした

國都建設五ケ年計画の答申なる（續）

本年三月三十一日第一次国都建設五ケ年計画について前片岡市長のもとに提出された「国都審議会」の答申書の具体的内容は既に前号において掲載致しましたが、紙面の都合で更に本号と次号とに分割掲載のやむなきに至り今回その後半を別項のように掲載致します

3、生活保護の徹底

前項のほか、生活の保護についても、完全なるものとすることが必要であるそのためには、民生委員に、その人を得ないと、運用について万全を期し難いので、その選任に当つては、最もふさわしい人をもつて、一層の保護の完全を図るとともに、常にその実情をよく調査知悉し、適切なる措置を講ずるようにされたい。

4、労仂会館の建設助成

勤労者一般の教養、厚生施設として、労仂会館の建設計画が、関係者によつて進められているので本市においても、この趣旨にのつとり、その建設についての促進をはかるため、でき得る限りの助成を與えられたい。なお、その設置箇所については都市計画上とともに、勤労者の利用度を勘案して適当な位置を定められるよう申し添える。

七、公園緑地について

1、荒池、鷺池を結ぶ大池の築造

公園に大池を築造することは、観光上、ひ益するところが多い。よつて荒池と鷺池を合した大池を築造するがよい。但し、その施工に当つては、周辺の風致との調和性を充分考慮の上、実施されるとともに、名勝に指定地として文化財、保護の適用を受けているので、関係当局と円滑なる連絡協議の上進められることを望む。

2、平城宮趾、平城京趾の保存並びに調査

平城京は、世界に最も誇るべき、奈良朝の都城計画である。よつて平城宮趾及び平城京趾については、向後の都市計画上、これが本格的調査を必要とするものであり、国及びその他関係諸機関の協力を得て、速やかに保存対策並びに、調査の完成を望むものである。

八、産業の振興について

1、物産陳列館の建設

奈良市商工業の振興をはかる上において、物産陳列館の建設は緊要と考える。よつて、その具体的方策として早急に構造、位置、運営等について、十分研究を進めるとともに、その実現促進をはかられたい。

2、商店街の美化照明

奈良市商工業の振興にはまず商店街の美化照明が必要である。よつて、これが十分なる研究を行い指導と助成を與えられることが望ましい。なお軒並の整理及び街路の連結街角剪除等、基本的改善策についても研究し、強力にこれが実現を図られたい。

3、農業協同組合の保護育成

農業協同組合に対しては農業生産の増進と農民の経済的、社会的地位の向上を助長させるため、農業協同組合の保護育成をはかられたい。

4、農作物増産の研究

農作物の増産をはかるため、適切なる指導改善を行われたい。

5、農家副業の研究

農業経営の合理化と農家経済の確立のため、その多角経営をすることは必要であるから、本市の地勢、風土並びに農業的諸条件等を充分考慮し、最も適切と思われる副業の研究を確立し、早急にそれが強力なる指導、斡旋を行い、推進されんことを望む。

6、農産物加工工場の設置その他

農作物の増産、多角経営とともに、併せて農作物加工工場の設置が必要と認められる。またフレーム式清浄蔬菜園及び酪農に関しても研究を行うとともに、集散市場の建設による生産品の交易の振興に関しても研究されたい。（続く）

市立授産場新設

奈良市では母子福祉施設として今回新たに市立授産場を設置することとなり、市内八軒町の元昭和紡績工場を買収して内部改造中のところこの程漸く完成したので、去る四月二十日小林縣民生部長、近畿民事部厚生課デッソ女史を迎えて盛大な開所式を挙行した。

同授産場は現在のところ就業員の定員は三十五名で、専ら布帛類のミシン加工を行つているが、更らに和裁並に洗濯等の賃仕事をも行い漸次拡張して行く予定である。

この授産場は生活保護法による保護施設で、主として稼働能力の限られた要保護者、例えば母子世帯であつて未成年の子を扶養している母や、世帯主が病弱その他の事由で働くことができず困窮しているもの、又は身体障害者や老人で一般の職業につくことのできないものに、この施設を利用させ、公的に仕事を與え、或は技能を授けてこれらの人々を保護する施設である。

尚奈良市では引続き廿六年度において、この授産場の隣接地に、子供を抱えながら苦しい生活をつづけている未亡人と子供に温かい手をさしのべる施設として、母子寮と保育所を建設すべく目下着々計画を進めている。

（市立授産場外観）

（授産場内部）

視覚教育巡回指導

ナトコ映写機の巡回映写を御利用下さい

今回民事部の好意によつて、ナトコ発声映写機の貸与を受けましたので、視覚実映教育の一つの試みとして、次の要領で巡回映写を行い、市民の皆様とともに学ぶことと致しましたからせいぜい御利用下さい。

一、巡回上映期間

自　毎月　五日

至　毎月二十日

一、映写技師の派遣

技師は奈良市社会教育課より派遣します。

一、フイルム

Ｃ・Ｉ・Ｅ提供教育フイルム及必要に応じその他フイルム

一、申込方法

上映の巡回を希望される町内、団体、学校、クラブその他の機関は別稿の申込書に該当事項を記入しその月の五日迄に市社会教育課に御申込下さい

但し五月に限り二十日迄受付ます。

一、上映に要する経費

一切不要

（別稿）

視覚教育映画巡回映写申込書

申込団体名　代表者氏名㊞

上映希望月日

場所及会場

右の通り上映巡回の映写をお願いします

奈良市長殿

郷土民謡

春日野ぶし、若草小唄誕生

豫ねて市民の皆様より絶大なる御要望のありました郷土の民謡は過般来作詞を吉井勇氏、作曲を中山晋平氏に委嘱いたしておりましたところ、この程両氏が数ケ月にわたり苦心の末脱稿されましたので、この快心の作として市民のみなさまのまえに誕生いたしました。

我々郷土の文化的、観光的歴史的な偉大さを永久に承けて、更に子々孫々に傳えんとする郷土文化顕彰上の不朽の名作としていつつまでも御愛唱願いたいと存じます。この民謡の発表会は近く踊りの振付完成をまつて大々的に催したいと存じておりますが、一日でも早く多くの市民の方々に知つていただくために新緑深い六月の上旬移動宣傳車に乗つて街頭指導をいたしたい予定であります。

必ずやこの民謡の口ずさまれるとき教養ある市民生活に幸福と喜びが訪れてくるでありましょうことを望んで止みません。

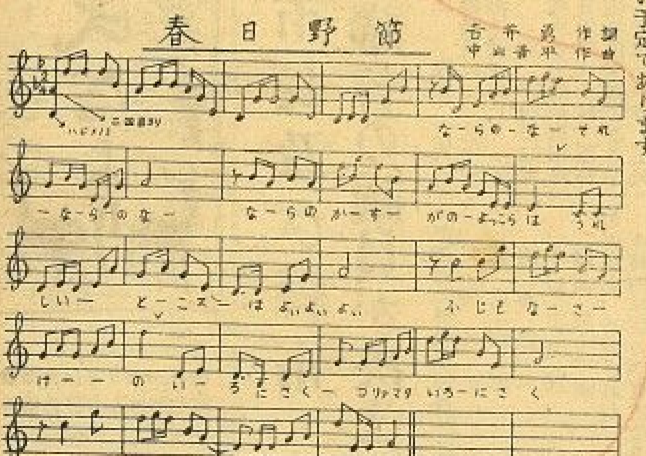

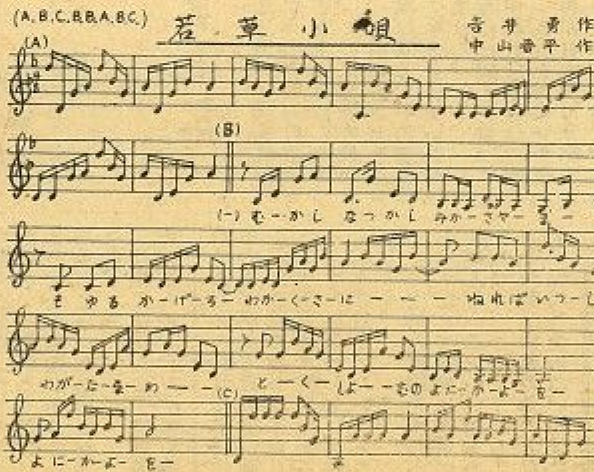

「春日野ぶし」

一、奈良のナーソレ奈良のナー
奈良の春日野ヨウコラショ
うれしいところハーヨイ／＼
藤もなさけの色に咲く
コリヤマタ色に咲く
[illegible]コリヤマタヨイショコショシヨ

二、[illegible]コリヤマタひとがある
三、[illegible]コリヤマタ恋供養
四、[illegible]コリヤマタ恋がある
五、[illegible]コリヤマタなつかしい
六、[illegible]コリヤマタ身にしみる
七、[illegible]コリヤマタ灯がともる
八、[illegible]コリヤマタ旅だより
九、[illegible]コリヤマタしらじらと

（註）[illegible]三文字のみ二回繰返す[illegible]分を／＼の部分に入れる事

「若草小唄」

二、[illegible]君を慕えば螢火の
[illegible]鹿のなく音も胸にしむ／＼
三、[illegible]はるかに天平の夢の絵巻
[illegible]鐘がある／＼
四、[illegible]春日野の風寒くとも
一人切なく雪をふむ／＼

戸籍の手引

（出生届の巻）

①出生児の届出の場所

その子の生れた場所の役場に届出をすることに定められております、その他の役場では届出はできません

②届出の期間

生れた日から数えて十四日間でありこの期間を過ぎますと失期となり過料を徴収されます。

③出生児の氏名

名前は常用平易な文字でこれは昭和二十二年の内閣告示当用漢字表による片かな又は平かなであつて、これ以外の文字で名をつけた届書は受理できません。但し第三国人の出生児には適用致しません。（文字の制限は近く改正される予定です）

④出生児の入るべき戸籍

イ、嫡出子は父母の氏を称して父母の戸籍に入ります。

ロ、嫡出でない子は母の氏を称して母の戸籍に入ります。

⑤出生届による新戸籍の編製

筆頭者（従来の戸主）夫婦以外の者が子を、もうけた時はその子に基づいて父母につき新しい戸籍を作り子はその新しい戸籍に入ります。

⑥嫡出子とは

婚姻届を受理した日から二百日以内に生れた子、又は婚姻解消とか取消の日から三百日以内に生れた子をいいます。

⑦届出義務者

・この場合の届出義務者の順位

第一は父、第二は母、第三は出生当時の同居者、第四は出産に立会つた医師、助産婦又はその他の者がそれぞれの順位に従つて届出の義務を負うのであります。後順位の者が届出をするには前順位者の届出をしない事由を届書に記入しなければなりません、例えば母が届出をする場合は「父旅行中につき母が届出をした」と言う具合に簡単にその理由を記入して頂かねばなりません。

・嫡出でない子（婚姻の届出をしていない場合）の届出義務者は母が第一順位であり以下前記のとおりであります。

・病院、監獄その他公設所で生れた場合

前記父又は母が届出者となります。もしその届出ができない時は公設所の長、又は管理人が届出義務者となります。

日本の国籍がない者についても日本の領土内で生れた場合は父又は母が届出義務者となります。

⑧庶子の出生届

これはできませんが一応母から出生届をして母の戸籍に入れた上で父から認知の手続をしてもらうことになりました。

⑨出生の証明

出生届の用紙は各市町村役場において無料でお渡しすることになつておりますからその届書に必要事項を記入し下欄の出生証明は出産に立会つた医師、助産婦又は医師、助産婦以外の者が立会つた時はその者が証明書を作るのであり同順位の者があればその中の一人が作れば良いのであります。必ずこの証明書が必要です、しかしこの証明書を必要としない場合がありますがこれは外地で出生した時、又は立会人が死亡したときで出生証明書が作れない時です、この場合はその事由を届書に記入して頂かねばなりません。

広報燈

▲全国民関心の的であつた地方選挙も無事終了、新緑の五月の空に鯉のぼりが薫風をはらんで泳いでいる。大風一過、連日自動車や拡声機で騒しかつた街も再びもとの状態に還つたが、新たに市民あるいは縣民の代表として選ばれた知事、市長及び議会議員の方々に謹んで御当選の御祝いを申し上げたい。

▲地方自治の担当者は定つた。もうこれでこの人達に市政や縣政を委せて置けばよいのといつた気持の人がいるのではなかろうか、選挙することだけがわれわれに與えられた参政権であると考えたら[illegible]

[illegible]

（Ｋ生）